資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円、資本準備金の額を六千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年三月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十八日

掲載頁　一三六頁（号外第六十九号）

平成二十八年四月四日

埼玉県上尾市大字小泉一番地の七

株式会社欽星

代表取締役　星野　哲也

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十一日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年五月二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年四月四日

愛媛県松山市中村二丁目七番三三号

ベストケア株式会社

代表取締役　山田　哲

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月四日

埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目二五番

ピーエム技研株式会社

代表取締役　小谷　節男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月四日

東京都港区新橋二丁目五番二号

国産合金株式会社

代表取締役　伊藤　育太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月四日

東京都板橋区宮本町二七―六

株式会社松田技術研究所

代表取締役　松田　真次

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月四日

大阪市北区西天満四丁目一一番一六号

ニュー梅新東ビル　国際保険株式会社

代表取締役　松澤　一夫

株式移転につき通知公告

左記会社は、株式会社ネクスト・プロデュース・サポート・ホールディングス（住所東京都港区芝大門一丁目一六番四号第二高山ビル五階）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、株式会社クリエイト・オブ・アグリカルチャープラン（住所広島県広島市佐伯区河内南一丁目三三番二六号）及び株式会社宇波（住所北海道北斗市追分二丁目三八番七号）と共同して行います。

平成二十八年四月四日

札幌市西区八軒五条西二丁目五番五二号

プラスワン・イノベーション株式会社

代表取締役　金野　亘祐

株式移転につき通知公告

左記会社は、株式会社ネクスト・プロデュース・サポート・ホールディングス（住所東京都港区芝大門一丁目一六番四号第二高山ビル五階）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十八年四月四日

東京都港区新橋二丁目五番二号

国産合金株式会社

代表取締役　伊藤　育太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月四日

北海道北斗市追分二丁目三八番七号

株式会社宇波

代表取締役　松田　勲

株式移転につき通知公告

左記会社は、株式会社ネクスト・プロデュース・サポート・ホールディングス（住所東京都港区芝大門一丁目一六番四号第二高山ビル五階）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、プラスワン・イノベーション株式会社（住所札幌市西区八軒五条西二丁目五番五二号）及び株式会社クリエイト・オブ・アグリカルチャープラン（住所広島県広島市佐伯区河内南一丁目三三番二六号）と共同して行います。

平成二十八年四月四日

広島県広島市佐伯区河内南一丁目三三番二六号

株式会社クリエイト・オブ・アグリカルチャープラン　代表取締役　光年　勝彦

限定承認公告

本籍富山県富山市太郎丸本町一丁目九番地五、最後の住所富山県富山市上野九〇二番地

被相続人　亡　渡辺　秀夫

右被相続人は平成二十七年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十五日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

富山県富山市北代三八二三番地一〇

相続財産管理人　渡辺　泰嗣

限定承認公告

本籍三重県四日市市波木が丘町二七番地三、住民票上の最後の住所三重県四日市市楠町南五味塚六四〇番地一三、最後の居所三重県四日市市波木南台三丁目一八〇エーデルハイムモリ一〇六号　被相続人　亡　西村　勝

右被相続人は平成二十八年二月十日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十四日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

三重県四日市市笹川九丁目七番地一公団二六棟二〇二号室

相続財産管理人　西村　美穂

限定承認公告

本籍奈良県葛城市大畑二一五番地、最後の住所大阪府堺市北区南花田町三番地一一

被相続人　亡　北野　勇

右被相続人は平成二十八年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十八日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

大阪府枚方市中宮北町二番二―六〇四号

限定承認者　北野　政雄

正　誤

平成二十八年二月二十二日法務省告示第九十四号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三ページ下段一〇行目の次に次のように加える。

別表第四ティビィシィ国際外語学院前橋校の項の次に次のように加える。

NIPPON実学院　群馬県

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十一日付特第一三号
一日付特第一五号二ページ
六ページ●同日付政府調達
六二四ページ●同日付特第一四号一二ページ●四月一日付特第一六号四ページ●同月四日付第七九号九
第六三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）